

質問No.	質問	回答
1	海外の競技団体をはじめ、多数のスポーツ関係者への調査が必要になると考えられるが、調査対象者とのコネクションやコンタクトについては、委託事業者が主体的に実施することを想定しているか。それとも、スポーツ庁から調査先の紹介等を受けることができるか。	基本的には、調査対象へのコンタクトやヒアリング先の確保については、委託事業者に提案・調整いただくことを前提としている。そのため、どのような人的ネットワークを有し、どのような調査を実施できるかといった調査力も評価のポイントになりうる。 一方で、事業者側にネットワークがない場合であっても、スポーツ庁として調査・ヒアリングを実施してほしい対象があり、かつスポーツ庁のみが当該対象とのネットワークを有している場合には、必要に応じて連携することも可能。 また、仕様書P3において、「調査の過程において新たな論点や検討すべき事項が生じた場合や個別契約等の事情により必要な情報を取得できない場合には、スポーツ庁担当者と協議の上、必要な調査及び分析を実施すること。」と記載しており、こうした状況が生じた場合には、スポーツ庁と協議の上で、必要に応じて調査内容や進め方を調整しながら対応いただくことを想定している。
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		